〃	三億三千八百五十七万円	第二十二回	三億三千八百四十三万五千二百四円	二十六億二千九百八十万円
〃	六億六千九百十六万円	第二十三回	六億六千八百八十六万六千八百七十三円	三十五億二千四十七万円
〃	三億六千百六十九万円	第二十四回	三億六千百五十四万五千九百八十四円	千万円
〃	二億四千四百六十三万円	第二十五回	二億四千四百五十二万二千八百五十一円	七百万円
〃	一億六千二百三十九万円	第二十六回	一億六千二百三十二万五千三百六十四円	千二百万円
〃	三億千五百八十八万円	第二十七回	三億千五百七十四万千六百三十三円	百万円
〃	二億六千二百六十八万円	第二十八回	二億六千二百五十七万五千四百二十円	二億八千九百三十万円
〃	三億六千三百四十八万円	第二十九回	三億六千三百三十二万七百七十六円	一億二千二百四十四万千二百円
〃	二億五千四万円	第三十回	二億四千九百九十四万四百七十八円	四千六百二万円
〃	二億七千八百六十一万円	第三十一回	二億七千八百四十八万七千九百五十六円	二千七十三万円
〃	一億八千四百六十一万円	第三十二回	一億八千四百五十三万六千四百八十八円	三百二万円
〃	一億六千六百九万円	第三十三回	一億六千六百一万七千二百五十七円	千十五億三千九万円
〃	八千四百十五万円	第三十四回	八千四百十一万六千五百四円	千十四億五百四十一万千八百八十六円
〃	十五億九千六百三万円	第三十五回	十五億八千九百三十五万三千百五十三円	
〃	十七億八千三百六十一万円	第三十六回	十七億七千七百万千二百三十六円	
〃	三十二億四千四百三十四万円	第三十七回	三十二億三千七十六万七千五百九十六円	
〃	八億七千七十八万円	第三十八回	八億六千七百五十五万三千六百一円	
〃	三十三億三千八百二十三万円	第三十九回	三十三億二千四百二十六万四千七百六十九円	
〃	十七億六千二百七十六万円	第四十回	十七億五千六百二十二万八千五百三十八円	

○厚生労働省告示第二百七十五号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十六年七月一日から同年九月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率

〃	二十六億二千九百八十万円	第四十一回	二十六億千八百七十九万八千四百三十三円	
〃	三十五億二千四十七万円	第四十二回	三十五億七百四十二万五千五百九十一円	
〃	千万円	第四十三回	九百九十六万千七百七十八円	
〃	七百万円	第四十四回	六百九十八万二千九百九十六円	
〃	千二百万円	第四十六回	千百九十八万四千六百十四円	
〃	三千三百万円	第四十五回	三千二百九十四万八千六百七十二円	
〃	百万円	第四十七回	九十九万九千百六十七円	
〃	二億八千九百三十万円	第四十九回	二億八千百二十八万二百二十三円	
〃	一億二千二百四十四万円	第八百一回	一億二千二百三十九万千二百五十円	
〃	四千六百二万円	第八百二回	四千六百万千六百七十円	
〃	二千七十三万円	第八百三回	二千七十二万千七百四十六円	
〃	三百二万円	第八百四回	三百一万八千八百円	
〃	千十五億三千九万円	合　計	千十四億五百四十一万千八百八十六円	